## 明日の裁判所を考える懇談会(第15回)協議内容

1. 日時

平成17年2月28日(月)15:00~17:00

2. 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3. 出席者

(委員·50音順)

大木美智子委員,大谷昭宏委員,田中直毅委員,平木典子委員,松尾浩也委員,米 本昌平委員

(最高裁判所)

竹崎博允事務総長,戸倉三郎審議官

〔オブザーバー:濱田邦夫最高裁判所判事,滝井繁男最高裁判所判事,オロ千晴最高裁判所判事,植村稔秘書·広報課長,小泉博嗣情報政策課長,園尾隆司総務局長,山崎敏充人事局長,大谷剛彦経理局長,高橋利文民事·行政局長,大谷直人刑事局長,山崎恒家庭局長〕

- 4. 議題(第15回テーマ「司法制度改革の全体像と今後の課題」)
  - (1) 司法制度改革の全体像と今後の課題
  - (2) 今後の懇談会の進め方について
- 5. 会議経過
  - (1) 意見交換の概要

(最高裁)

平成11年7月の司法制度改革審議会(以下「審議会」という。)の設置から足かけ6 年間にわたる司法制度改革においては,経済活動や社会生活の国際化・多様化,い わゆる事前規制社会から事後救済型社会への移行などの社会構造の変化に伴い, 我が国社会において司法が果たすべき役割が格段に大きくなるとの認識の下,司法 制度の機能強化を図ることを目的に,人的基盤の拡充,制度的基盤の整備,国民的 基盤の確立という3つの側面から改革が検討され,制度化されてきた。司法制度改 革は,制度設計の段階から実施の段階に入り,我々法曹三者は,制度改革の趣旨を 生かした制度運営を行っていくことが責務となるが,我々だけでなく,法科大学院など 各関係機関も同様の責務を負うことになる。

資料1をご覧いただきたい。審議会意見は,司法試験合格者数を平成22年ころには 3,000人程度にまで増加させることとした上で,これだけの数の法曹をその質を維 持しつつ養成するための方策として法科大学院の設置を提唱している。また,同意見 書においては,法科大学院における法曹教育について,「法曹となるべき資質・意欲 を持つ者が入学し,厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提と した上で,法科大学院では,その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約7~8 割)の者が新司法試験に合格できるよう,充実した教育を行うべきである」とされてい る。今後,法科大学院は,質の高い法曹を養成するための充実した教育を行う中核 的な教育機関として,その機能を十全に発揮することが期待されている。裁判所とし ても,裁判官を実務家教員として各法科大学院に派遣するとともに,司法研修所の/ ウハウを生かして作成した各種記録教材を提供するなどの協力をしているところであ る。

法科大学院の実情を見ると,平成16年4月に68校が開校し,入学者数は約5,800 人に上っている。さらに,本年4月にも6校が開校予定である。法科大学院の教育の 実情については,開校1年目ということもあり,十分な情報がないため,断定的な評 価ができる状況にはないが,多くの法科大学院で,教員・学生とも極めて意欲的に取 り組んでいるという状況にあるようである。ただ,教育内容については,一部の法科 大学院では,いまだ学生に対して法曹となるために必要にして十分な水準を明確に 示すことができず,次にご説明する司法試験の合格者数の問題との関係もあり,学 生が不安感を抱いているといった話も伝わっている。

最近新聞報道等がされた新司法試験の合格者数を巡る議論では,「法科大学院修 了者の司法試験合格率は入学者数との比率で毎年2割程度,3回受験を通算しても 約5割にしかならず,審議会意見の言う「約7~8割合格」とはほど遠(,結局,学生を 従来のような受験勉強に走らせ,法科大学院設置の趣旨を没却する。したがって,合 格者数3,000人への到達時期をもっと前倒しし,合格者数も更に増加させるべき だ」といった論調がある一方,「法科大学院修了者の質がいまだ明らかでない段階で, 合格率を上げるために合格者数の増加を論じるのは本末転倒だ」という意見もある。 この問題は,法科大学院の入学者数が現実問題として1年目で約5,800人になっ ているということ,審議会意見で「修了者数の約7~8割が合格できるような充実した 教育を行う」と言われていること,合格者数について「平成22年までに3,000人」と されていることといった新しい法曹養成制度を巡る施策の間の整合性をどう説明する のかという問題や,法曹養成の目標としてのあるべき理想像と司法試験に合格しな ければならないという現実論とを,今後法科大学院の教育の中でどう調和させるべき かという問題を改めて提起するものとして受け取られている。

資料1には,法曹制度の改革の概要をも記載しているが,裁判官制度の改革の理念, 内容については,これまでもご説明し,ご意見を伺ってきたところである。今後,複雑・ 多様化あるいは専門化する事件に一層的確に対応できるよう,総体としての裁判官 層を多様化し厚みを持たせるための施策として,調停官制度を含む弁護士任官の推 進,判事補の経験多様化といった施策が講じられている。また,裁判官の任命過程 や人事評価を透明化し,裁判官や裁判官の独立に対する国民の信頼を強化するた めの施策として,下級裁判所裁判官指名諮問委員会の設置及び裁判官の人事評価 制度の整備などの施策を講じてきたところである。

弁護士任官の状況については,平成13年12月の最高裁と日弁連との間の弁護士 任官協議における取りまとめの際に改訂された「弁護士からの裁判官採用選考要 領」に基づき,平成15年度に10人,平成16年度に8人の弁護士が裁判官に任官し た。これは,平成4年から14年までの弁護士任官者が年平均4.5人にとどまってい たことに比べれば大きな数字ではあるが,当初期待した数の任官者を得たとは言い 難い状況にある。今後とも,裁判所としては,日弁連とも連携しつつ,拡大のための 取組みをしていく必要があると考えている。

調停官については,平成16年1月に30人,同年10月に28人が任命されている。調 停官となった弁護士は,それぞれその特色を生かして執務をしておられるようである が,最高裁としては,この制度の目的として,常勤の裁判官への任官へのステップに していただくことを非常に期待している。この面では,制度発足から間がないため,い まだ具体的成果が現れるには至っておらず,今後に,注目していきたいと考えている。 下級裁判所裁判官指名諮問委員会は,平成15年10月の司法修習生から判事補へ の任官希望者についての諮問から活動を開始した。本年4月期までの指名候補者に ついては,「判事補から判事への任命又は判事の再任」の類型では364人について 諮問を行い,このうち10人について指名不適当の答申を受けている。「司法修習生 から判事補への任命」の類型では230人について諮問を行い,15人について指名 不適当との答申を受けた。「弁護士から判事又は判事補への任命」の類型では15人 中6人について,その他49人中1人について,それぞれ指名不適当の答申がされて いる。

判事補の経験の多様化に関しては,本年4月から,弁護士職務経験制度が発足する。 これは,判事補が,原則2年間,その身分を離れ,弁護士登録をした上で弁護士の業 務に従事するという制度である。判事補は総じてこの制度を前向きに受けとめている ようであり,本年4月には,10人の判事補に弁護士職務経験をさせる方向で準備中 である。

資料1にも記載しているとおり,今回の司法制度改革では,弁護士制度,検察官制度 についても改革が進められている。弁護士数の増加と並んで国民の司法サービスへ のアクセスの改善に密接に関連する弁護士の地域偏在の問題については,日弁連 としても,弁護士が全くいない又は1人しかいない地域,いわゆる「ゼロワン地域」に 公設事務所を設置するなどの方策を講じ,その解消を図ってきた。本年1月の予定分 を含めて過疎型の公設事務所の設置延べ数は37となっており,その結果,ゼロワン 地域は相当数解消しているが,なお50か所(弁護士が全くいない地域が13,弁護士 1人の地域が37)が残っている。

次に,資料2をご覧いただきたい。司法制度の機能強化のための制度的基盤の整備 という観点から,裁判の充実・迅速化,専門事件への対応のほか,総合法律支援,い わゆる司法ネットについて記載している。専門事件への対応については,前回及び 前々回の懇談会で意見交換をしていただいたところである。 裁判の迅速化については,第一審の訴訟手続を2年以内に終わらせることを目標と すること等を内容とする裁判の迅速化に関する法律(以下「迅速化法」という。)が制 定され,現在,同法に基づき,最高裁において,審理期間の実情等に関する調査分 析を行い,外部有識者のご意見をも伺いながら検証作業を進めている。本年夏に第 1回目の結果公表を予定しており,第一審の訴訟事件を中心に統計データの多角的 な分析を行い,これにより過去から現在に至る審理の状況を明らかにし,審理期間に 影響を与える要素を抽出できればと考えている。この検証は,裁判迅速化に向けた 基盤整備の前提として,審理期間の実情等の検証を行うものであり,今後は,全般 的な審理迅速化の観点だけでなく,特に問題のある局面での迅速化という観点から も検討を進めることになると思われる。そういう意味では,裁判員制度の導入,あるい は裁判官・弁護士等の専門性の向上等という施策も,特定の分野の事件の審理を迅 速化するという効果をも有していると言えよう。

専門性への対応については,知的財産関係訴訟や医事・建築関係訴訟などの専門 的事件に対する対応力の更なる強化をどのように図るか,行政事件・労働事件等の 新たな専門的ニーズにどのように対応していくかといった点が課題となろう。

次に,資料3をご覧いただきたい。三つ目の柱である国民的基盤の確立としては,裁 判員制度の導入がその最大のものである。昨年5月に法律が成立し,平成21年5月 までに施行される予定であるが,裁判所では,現在,制度の実施に向けて,裁判員 制度の前提となる公判前整理手続などの充実・迅速化手続の具体化に向けた検討 を進めている。

ところで,裁判員制度は,広く国民の理解と協力がなければ実施できない制度である にもかかわらず,資料3に示すように,最近のNHKによる世論調査の結果を見ても, 自分が裁判員として刑事裁判に参加することについては消極的な意見が多数を占め ている。その理由を見ると,裁判員として参加することに伴う支障よりは,裁判に参加 すること自体に対する不安感が大きいことが窺われる。他の世論調査でも,ほぼ同 様の傾向が窺われる。

このような国民の反応を踏まえ,最高裁としても,昨年8月に,法務省及び日弁連と 裁判員制度広報推進協議会を設置し,裁判員制度の広報に向けた法曹三者の協力 態勢を立ち上げ,全国の地方自治体や学校にポスターの掲示を依頼したり,パンフレ ットを配布するなどの制度周知活動を行ったほか,各地において,裁判官が学校等 に出向いて裁判員制度や刑事裁判についての講義を行うなどの広報活動を行ってき たところである。また,裁判員制度広報の在り方について,外部の有識者のご意見を 伺うため,最高裁内に「裁判員制度広報に関する懇談会」を設置し,多角的な意見や ご提言をいただいた。平成17年度は,引き続き制度の周知のための広報活動に努 めるとともに,国民の不安感の大きい裁判員の果たすべき役割のイメージを国民に 伝えるための広報活動にも重点を置きたいと考えている。具体的には,裁判官と裁 判員の評議を中心に,そのイメージが過不足なく伝わるようなビデオを作成すること を考えている。また,全国各地でタウンミーティング的な催しを開催し,地域の国民と 裁判官等が直接意見交換を行う機会を設けたり,マスメディアを利用した広報,裁判 員制度専用のホームページの設置,更には,年少者に対する法教育を関係省庁とと もに連携しながら進めていくなど,広範な広報活動を展開したいと考えている。

これまでの司法制度改革において,ここまで改革が推進できたのは,今回の改革が, 法曹三者の枠にとどまらず,国民的視点をもって検討されてきた成果であろうと考え ている。昭和30年代の臨時司法制度調査会意見が,法曹三者の考え方の違いが大 きく,結局実現されなかったことと比べると,今回は,当初から,法曹三者以外の第三 者が中心となって国民的視点から議論を進めてきたことが,改革推進の牽引力とな ったのではないかと改めて感じるところである。

今後は,法曹三者それぞれが主体的に取り組むもの,あるいは法曹三者で連携して 取り組むべきものと,様々な課題があるが,今回の改革を通じて得た経験,教訓を生 かしながら,各種制度が改革の趣旨に沿って実現されるよう,引き続き努力していき たい。

(最高裁)

まずは,これまであまりご意見を伺っていない,法曹養成制度や法科大学院の問題 を中心にご協議いただきたい。

(松尾委員)

現在の法科大学院の定員と,予定されている司法試験合格者数とのギャップは,大 学関係者にとっても非常に悩ましい問題であろう。しかし,修了者に「法務博士」という 学位を授与する以上,将来的には,法科大学院の課程を忠実に修了した者に対し, 司法試験の合否という点に拘泥せず,ある意味の法律専門家として社会の多様な分 野で活動できるような処遇を与えることを考えなければならないと思う。

(最高裁)

その点については,従来表立った議論がなされていない。「合格者約7~8割」,「法 科大学院の定員5,800人」、「平成22年の合格者3,000人」という3つの数字は, 実は計算が合わず,ご指摘のように法科大学院の修了者の進路をどこかに見出すこ とが必要になる。その他の選択肢としては,法科大学院の定員を圧縮する,あるいは 法曹養成数を増大することが考えられる。法科大学院における学内選抜を厳しく行い, 修了者の数を絞ることも考えられるが,進路としては,大きく分けて以上の3つの選択 肢があり,どこに向かうべきかという問題がある。

(松尾委員)

私の見解も,あくまで法科大学院の課程を忠実に修了した者に対する処遇という観 点からのものであり,大学側もその点は厳格に運用していくであろう。

(最高裁)

恐らく,各法科大学院の司法試験合格率は均一的ではなく,大学によってかなりの格 差が生じるだろう。その結果,自然現象として,合格率が著しく低い法科大学院への 入学志望者は減少し,総数の上でも自ずと全体の枠は縮小されるのではないか。も ちろん,人為的な操作と自然現象とでは,少し問題を異にするであろう。

ちょうど現在,法務省の司法試験委員会において,平成18年及び19年における新 旧司法試験の合格者数に関する検討が山場を迎えようとしているが,法科大学院の 初年度の入学者にとっては,厳しい結果になることも予想される。

(平木委員)

法科大学院の制度と類似するものとして,臨床心理士の資格制度がある。この制度 は,大学院で2年間の専門教育を受け,国家資格ではないが,日本臨床心理士資格 認定協会という財団法人の資格試験を受けるというものである。同協会の指定を受 けた「指定大学院」の修了者にのみ受験資格が認められている点で法科大学院と共 通しており,毎年多数の受験者がいるが,指定大学院が100校近〈存在することもあ り,合格率は平均して六,七割である。現在ではこの合格率はほぼ一般的であると受 け止められているが,必然的に,毎年臨床心理士になれない者が出てくることになる。 そういう者には,大学で,臨床心理士としての適性がないということをはっきり指摘す る場合もあるが,それでも受験を続ける者もおり,また試験に合格したとしても不適格 な者もいる。これらの点は,司法試験においても同様であろう。いずれにせよ,臨床 心理士の試験においては,全員合格することは想定されていない。

(最高裁)

臨床心理士の試験に合格しなかった者については,いずれかの分野で受け入れる基 盤が存在するのか。

(平木委員)

今のところ確定的には存在しない。ただ,現在では多様な業種でカウンセラーが求め られている傾向にあるため,資格が必須ではない職種に就く修了者もいる。

(大谷委員)

臨床心理士の受験について,年齢制限はあるのか。

(平木委員)

年齢制限はない。受験回数にも制限がないため,延々と受験を続けることもあり得る。

(松尾委員)

ー種の隣接分野として,介護などの領域が考えられるが,それらの分野における資格設定は行われていないのか。

(平木委員)

現在,厚生労働省では様々な資格を創設しているが,医師国家試験を除くほか,ほと んどが四年制大学卒の資格で受験可能なものである。これらの場合,一般に就職先 を探すのと同様の感覚で受験されることが多いため,必ずしも全員が合格することは 求められていない。一方,臨床心理士の場合は,博士課程に進学する者はいるもの の,ほとんど資格試験を目的として指定大学院に入学している。すなわち,資格試験 を目的とする大学院の修了者が必ずしも全員合格するとは限らないという問題は,既 に起きているのである。

(最高裁)

松尾委員がご指摘する,法曹にはならない者の受け皿になるべき分野としては,どの ような分野が考えられるのか。

(松尾委員)

行政機関や企業内部など多様な分野が想定し得る。仮に司法試験には合格していないとしても,忠実に課程を履修し,しかるべき長所を備えていることを大学側が推薦する。あるいは,本人が実力を身に付けて道を切り開く。その際に,「法務博士」という称号が社会的に広く認知されていれば,それは重要な足掛かりとなるだろう。

(最高裁)

四万数千人に上る法学部卒業者のうち,約6,000人が法科大学院に進むと仮定す ると,三万数千人が法学部のみを卒業した者ということになる。法学部卒業者と法科 大学院卒業者との間の進出分野のすみ分けの問題については,どのように考えたら よいだろうか。

(松尾委員)

今後試行錯誤を重ねつつ検討されるべき問題であるが,法科大学院に合格し,2年 ないし3年の課程を履修し,修了したという付加価値は尊重されなければならないだ ろう。

(大谷委員)

一般に,医学部を卒業した者は当然のように医師になるものだが,法学には多角的 な要素があり,法曹界に入ることだけが法律を学ぶ目的ではない。行政の分野に卒 業者が数多く進出しているというのも,法学部の特徴である。それが,法科大学院の 創設によって,「法律を目指すなら,法科大学院に行って司法試験に合格するのが当 たり前だ」というような考え方が主流になるのは,あまり好ましくないのではないか。

(最高裁)

その点についても,あまり議論がなされないうちに法科大学院が創設されたというプロセスがある。これは,法科大学院が,ジェネラリストの養成としての法学教育という

面において,法学部とは異なる何らかのプラスアルファを本当に持ち得るのかという 問題である。少なくとも現在の法科大学院の学生は明確に法律家を志していると思 われるが,そのため,学生の意識と法科大学院が提供する教育との間にギャップが あることも否定できず,それがこの問題を非常に難しくしている。ただし,客観的には 自然の淘汰原理が先に働くのではないかと思っている。

(大谷委員)

例えば,東大法学部の卒業者の中には,行政関係の職種に就く者も少なくなく,今ま で行政の分野で非常に力を発揮してきたと言える。そうすると,入学者の意識として は,今後東大法学部が司法に特化していくことは,基本的にあまり意味のないことな のではないか。

また,医師国家試験と同様,司法試験の合格率を各大学が競うことも予想される。合 格率が低いと入学者が集まらないため,「司法試験に合格さえすれば,留年になって も構わない」といった風潮すら起こりかねない。そのような情勢になると,かつて医学 界が抱えたのと同様の問題が,司法界に襲いかかってくることになるのではないか。 (最高裁)

自然科学の分野においては,大学院の修了は,就職をする上でも,様々な分野に進む上でも,ある意味非常に重要なバックグラウンドになっていると思われるが,法学の分野についても同じように妥当するのだろうか。

(米本委員)

法科大学院は,法務のスペシャリストやテクニシャンの養成に特化するという目的に 向けて合理性を発揮すれば良い。卒業者の進路としては,行政官,大学,シンクタン ク,企業法務など,機関にスペシャリストとして活躍の場を開くことが考えられる。むし る不明確なのは,大学法学部の存在意義である。従来,日本の大学の法学部や経 済学部においては,実学を教えるというより,一般的な良識を持つ質の高い社会人を 輩出する部門というイメージが強かったのではないか。法曹界に人材を送り出してき た伝統を持つ大学もあるが,それは恐らく,大学が漠然とそのような価値付けを自認 してきたのではないか。

先進工業国においては専門化が進まざるを得ず,法科大学院の設置は必然的な流

れだと思う。現在問題になっているのは、合格率が当初の構想と異なっている点など、 政策技術上の問題に限定されているのではないか。

(最高裁)

やはり,法科大学院は法学部から特化されたものだという意識があり,司法試験の 受験を前提にすると,法科大学院に進学せざるを得ない。法学部においてはこの点 の教育が一番悩ましい。法科大学院と法学部の在り方,すみ分けに関する議論が十 分になされないまま法科大学院が創設されてしまったため,このような問題が起きて いるのではないだろうか。

一般に,法学部へ進学する学生は,自然科学の分野の学部に進学する学生とは少し性質を異にする。行政官や弁護士の隣接業種などでは納得できず,やはり司法試験を選びたいという学生も多い。そのような中で,いきなり法科大学院への進学という命題を与えられ,困惑している学生もいるのではないだろうか。

(最高裁)

日本型企業の場合,使いやすい人材を得るためには,年齢的に早い段階で採用し, 内部でトレーニングを積ませた方が良いという傾向も強い。そういう意味では,法科大 学院の卒業者について,どこまでマーケットが広がるのかという疑問もある。 経済学の分野では,現在,更に専門的な技術が必要とされているのではないだろう か。

(田中委員)

法科大学院が創設される際,コーポレート・ファイナンス(企業財務)のアカウンティン グ(会計学),租税法,独禁法,知的財産に関わる法律など,最新の分野に関する科 目をカリキュラムに盛り込むことを希望する声もあったが,現状では実現しそうにない。 そのため,経済の分野との接点では,コーポレート・ファイナンスを理解していない人 材が法曹となることに対する不安感はある。つまり,卒業者に求められている能力の 養成に学校側が対応していないという見解は,当初から存在していたのである。 また,自ら研究所を運営していると,いわゆる過剰学歴の者が非常に多いことに気付 く。世界的に有名な大学をいくつも修了してはいるが,実務の上でその学歴を生かす ことができない者が多い。試験の合否とは関係なく,実務で使えない者は使えない。 その原因の分析は難しく,簡単には解明できない。

(松尾委員)

日本の社会では,大学の新卒者を企業や官庁が内部で養成するのが一般的だとい う話が出たが,一方,学校教育法の視点から見れば,法科大学院は専門職大学院 の一つである。専門職大学院としては,法科大学院が先陣を切った感があるが,引き 続き各種の専門職大学院を創設する動きもあり,中には法科大学院に比較的性質 の近いものも含まれているようである。すなわち,社会の側も手元に引き取って教育 する余裕をなくしており,大学院で着実にスキルを身に付けることを求める傾向が現 れているのではないか。ある意味で,法科大学院もその傾向の最先端を走っている のだろう。

(最高裁)

そういう意味では,法科大学院が最先端であることは間違いない。しかし,大学法学 部の役割をどう位置付けるかという問題と,法科大学院の位置付けもその相関関係 の中で決められるべきではないのかという問題は依然として残る。学歴だけを見れば 随分高い者が多いということだが,現実に職業に就くために何が必要なのかという観 点から,ベースになるべき部分に重点を置いた議論がなされた方が,法科大学院の 位置付けももう少し明確になったのではないか。

(田中委員)

例えるならば,1升ますに1升5合の米を入れるようなもので,もともと溢れてしまって いる。合格できない者にも問題はあるかもしれないが,合格者に対し,必ずしも従来 より高い期待を持てるかどうかも疑問である。

(最高裁)

法科大学院の制度については,何年か時間をかけてアメリカ式のロースクールのよう に育てることも論理的な方法の一つである。しかし,今回の法科大学院の創設に当た っては,法科大学院の設置によって法学部の職域が侵されるのではないかという不 安感も手伝ってか,非常に無理をして多数の法科大学院が設置され,初年度が始ま ってしまったようにも思える。この二,三年のうちには,法科大学院の自然淘汰という プロセスが起こることも予想されるが,やはり長期的に見ると,法学部の役割を見直 す必要があるだろう。法科大学院には,法曹三者への人材供給という目的もあるが, 従来の法学部における行政官や企業のトップエリートを養成する機関としての役割を, 法科大学院が引き継ぐのが一つの理想型ではないだろうか。

(田中委員)

今後,個別投資家が自らの地位を保全するために,裁判所の判断を求めることが一 般的になるだろう。以前であれば,行政が事前規制やガイドラインで対処していた領 域の問題であるが,そのような時代は終焉を迎えている。専門家を組織化するのが 行政の役割であると言えるが,既に対応すべき仕事がなく,専門家を擁することがで きなくなっている。そもそも,先端的な分野ほど日進月歩であるため,行政が専門化 することには限界がある。

IT(情報産業)の分野で最初にアウトソーシング(外部委託)を行ったのは,アメリカの ある大企業である。同社では,コンピューターサイエンスを学んだ人材を採用し,担当 部署に配置していたにもかかわらず,最新の技術に追従できないという事態が発生 し始めた。そこで,そのような部署を全廃し,すべてアウトソースすることにしたのであ る。各分野からの多様な情報を常に浴びている領域において,企業が抱え込んだ人 材が活躍することには,既に無理があると言わざるを得ない。結局,多分野で研鑚を 積んだ人材の方が,スマートに新しい情報システムに対応することができるのである。 このことは行政官にも妥当する。例えば,金融庁における信託業法の改正作業は,こ れまですべて,任期付きで外部から入ってきた職員が担当している。内部の人材だけ では実務にも精通していないため,改正作業を行うことができなかったのである。 (最高裁)

そのような専門家を調達するバックグラウンドとして,例えば法科大学院が考えられ るというイメージだろうか。

(田中委員)

そのように言えると思う。

(松尾委員)

幾つかの問題点が表出している状況ではあるが,今回の人的基盤の改革を全体とし て見れば,以前では考えられないような短期間に,よくこれだけの改革が達成できた ものだと感じる。

(最高裁)

制度はまだ始まったばかりであり,むしろ完成した枠組みが今後どのように動いてい くのかが問題であろう。法科大学院の制度や,連動する司法修習に関しても,もう少 し事実が積み上がらなければ,評価を下すことは難しい。

(大谷委員)

国民の不安は,平成30年ころに5万人に達する法曹人口について,今の実質が担 保できるかどうかという点にある。医学界において,歯科医師の急激な増加が医療事 故の増加に繋がったという問題が提起されたことがあった。同様に,法科大学院制度 で法曹人口を大幅に増やすということになると,質をどれだけ維持できるかという漠 然とした不安があるのではないか。法科大学院は専門家としての認定制度であるが, 果たしてそれに堪えうる人材が揃っているのか。最初から,「とにかく法科大学院を受 けるんだ」,「何が何でも弁護士になるんだ」と言っているような人材は,多様な要素を 学んだ上で自らの職業を決断した人材とは性質を異にするように思う。医学界におい て,かなり若い時期から「立派な医者になる」と言われ続けた世代と同じような世代が 生まれてしまうのではないか。自然科学の分野とは確かに問題が違うが,何となく不 安に感じる部分がある。

(最高裁)

恐らく,急激に人数を増やす以上,最先端のニーズに対応できる人材も供給しなけれ ばならないし,いわゆる「落ちこぼれ」寸前の法曹もある程度は生まれてしまうだろう。 一挙に大幅に増やすということは,現在と同じ水準を維持しながら均一的な人材を養 成するというわけにはいかなくなるのではないか。もちろん,現実に動いている話であ るから,答えは出ないかもしれない。

(松尾委員)

資料2は「司法の機能強化のための制度的基盤」,資料3は「裁判員制度」と題するものであるが,それぞれに共通して記載されている「迅速」という言葉の意味は,実質的には少し異なるものなのではないか。

(最高裁)

迅速化法については、2年以内ですべての裁判を終わらせることが可能となるような 制度基盤を準備すべきことを内容とする基盤整備法であり、直接の行為規範ではな いと我々は理解している。迅速化法が求めている基盤整備には、増員や手続全体の 整備、更に言えば裁判を支える諸条件の整備も含まれるだろう。資料2には民事訴 訟法と刑事訴訟法の改正しか記載されていないが、更に重要な法曹人口の増加や、 鑑定手続の迅速化など、そのような意味での基盤整備全般がなければ、すべての事 件を2年以内で終えることは到底不可能である。迅速化の検証も、基盤整備をいかに 行うべきかということを検証していく作業だと解している。迅速化法における検証期間 は一応10年ということになっているが、裁判員制度は4年後には施行が予定されて おり、その点でも異なる面があると思われる。同じ「迅速」という言葉を使ってはいる が、趣旨は全く異なるものだと考えている。

(松尾委員)

資料3に記載されている「審理の迅速化」とは,あくまで裁判員が関与する刑事訴訟 手続の審理の迅速化という趣旨と理解して良いか。

(最高裁)

そのとおりである。

刑事では数パーセントを除く事件が,民事では90パーセント強の事件が2年以内で 終わっている。従って,迅速化法の対象はそれ以外の事件であり,刑事事件では大 型否認事件などが主となろうが,民事事件では10パーセント弱の事件が対象となる ため,様々な類型が考えられる。

(最高裁)

例えば,公害訴訟などでは原告が非常に多数となることが多く,原告それぞれの症状と公害との因果関係を判断するため,鑑定手続にも時間を要する場合が多い。このような事件をすべて2年以内に終局させることは,物理的にも非常に困難ではない

かと思われる。

また,裁判所の本庁所在地から遠方にある支部などでは,弁護士の過疎化等のため 期日がなかなか指定できず,集中審理を行うことが難しい。

このように、制度的基盤の問題から2年以内に終わらないこともあり得る。

(最高裁)

迅速化法の趣旨は,第一審の訴訟手続を2年以内に終局させるというものだが,紛 争の実態に即した解決を図るためには,上告審まで含めた裁判全体の期間を縮小す ることも考えていく必要がある。

(大木委員)

規模の小さな事件でも,2年以内に終局しない場合があるのか。

(最高裁)

それもあり得る。例えば,本人訴訟の当事者が死亡し,手続を受継すべき相続人が 不分明となっている場合や,境界確定訴訟など,当事者間の感情の対立が非常に激 しく,争点整理の段階で円滑な進行に支障を来している場合などが考えられる。訴訟 代理人として弁護士が付いている場合はともかく,我が国では本人訴訟の割合も高 いため,上記のような事例も起こっている。

(大木委員)

現在,私が関係している団体を原告とする民事訴訟が第一審に係属しているが,既 に訴え提起から2年を過ぎている。先日,初めて傍聴の機会を得たが,原告側として 率直に,「裁判官は記録を精査しているのか」という疑問を感じる箇所もあった。弁護 士は,「裁判官は非常に繁忙であり,大幅に増加すべきだ」と話していたが,国民の 視点からも,裁判官の大幅な増加は切実な要求であろうと思う。

(最高裁)

確かに裁判官は繁忙であるが,仮に記録を精査せずに審理に臨んでいたとすれば 問題がある。

(大木委員)

もちろん当方の思い違いもあり,精査されたのだと思うが,裁判官の不足という問題 があることは否定できない。そういう面で,司法に関連する予算についても獲得の努 力を続けていただきたいと思っている。

(大谷委員)

以前,東京地裁における民事訴訟事件担当裁判官1人当たりの手持ち未済事件数 が約300件だという話を聞いたことがあるが,現在も同様なのか。

(最高裁)

東京地裁における民事訴訟事件担当裁判官1人当たりの手持ち未済事件数は,現 在は減少しており,少なくて九〇,百件程度,多くとも200件程度である。以前は,裁 判官1人に対し,多いときで月に約40件の新受事件が配てんされていたこともあった が,現在では20件強,多いときで約30件という状況であると聞いている。

(大谷委員)

その現象は,裁判官の増加に起因するものか。

(最高裁)

東京地裁に関して言えば,部の数も,裁判官の数も以前より若干増加している。 (最高裁)

争点整理を徹底するなど,審理が合理化され,証拠調べも集中的に行われるように なったことの効果でもあろう。手持ち事件が100件と言うと大量に聞こえるが,毎月約 30件の新受事件を受理しており,それらは,第1回口頭弁論期日までの約1か月, 審理待ちの状況といえる。実際にも,150件であれば,期日がいつでも指定できるよ うな感覚だった。

(大谷委員)

平均審理期間について,知的財産関係訴訟を含めて非常に短縮されているものの, 医療訴訟が問題だという話が出ていたと思うが,その点はいかがか。

(最高裁)

医療訴訟の平均審理期間もかなり短縮されており,現在は2年余りになっている。医療訴訟に限らず,他の事件についても審理期間が短縮されていることもあり,現在, 東京地裁では,裁判官1人当たりの手持ち事件数が百六,七〇件程度に減少してい る。

一般に,裁判官の手持ち事件数は,審理に時間がかかると増加し,審理期間が短く なると減少する。手持ち事件数が減少した原因としては,裁判官の増員のほか,審理 期間の短縮化もあると思われる。

(最高裁)

迅速化法については,裁判官の増員,本人訴訟や支部の問題,あるいは鑑定等の 態勢の問題など,幅広い視野で関連する要素を総合的に洗い出した。10年という検 証期間が想定されており,本年7月ころには第1回目の報告書を出すことになると思 われるが,そこでは,関連する要素を的確に洗い出すことが主要な目標となるだろう。 直ちに効果が現れるという類の問題ではなく,もう少し息の長い話だと理解していた だきたい。

上告審まで含めた裁判全体の期間を短縮すべきという観点もあるが,各段階で整理 する条件はかなり異なってくる。当面,法律によって迅速化の課題を与えられている のは第一審の裁判であり,その点については解決策を示していきたい。

次に,裁判員制度についてご意見を伺いたい。制度の導入についてはお話を伺った ところであるが,各種のデータを見ると,国民の反応は必ずしも好ましくなく,理解を 得るためにいかに推進すべきかというのは,非常に深刻な問題である。

(松尾委員)

ようやく最近,制度発足の趣旨や今後の運用方針について説明がなされ始めたとこ ろであり,まだ悲観すべき段階ではないと思う。そもそも我が国では,「裁判沙汰」とい うネガティブな言葉が示すように,法律や裁判に関わることに極めて消極的な風潮が あったが,それは既に変化しつつあると思われる。例えば,最近,連日報道に浴して いる放送会社の株式取得問題についても,一貫して法律的な問題であるにも関わら ず,一般の国民もそういうものと理解して注視している。そういう意味では,我が国も, 「法化社会」と呼ばれる段階に突入していると言える。先日放送されたNHKの番組 (平成17年2月12日及び13日放送:NHKスペシャル「21世紀日本の課題 司法大 改革 あなたは人を裁けますか」)において,「あなたは人を裁けますか」という標題で は国民が抵抗を感じるのではないかという点に言及されていたが,その辺りの意識 は,これから数年間で変わって〈る余地は十分あると思われる。

(平木委員)

「あなたは人を裁けますか」という標題に抵抗を覚えるのではないかという観点もある が,個人的には,逆にそれを国民が考え始めることは非常に重要であると考える。今 まで,国民は,「裁判官が適当にやってくれているのだろう」と思いつつも,その「適 当」が恒久に,公正に働くという期待もしていたからこそ,「自分が人を裁くことなどと てもできない」と考えていたのではないか。今回の番組が,「人を裁くということ」につ いて考え始めるきっかけになっているとすれば,むしろプラスに評価したい。例えば, 小学生の段階から,自分たちがそのような責務を負うことを意識し始めるのは,良い ことだと思う。

(大谷委員)

ただ,国民の意識には二通りあるとも言える。例えば,話題になっている放送会社の 株式取得問題については,まさに司法が自らの手で判断を下してくれることを期待し ている。決着が付かない問題が生じたときには,非常に身近なサービスとして司法が 関与し,いずれかの結論を出してくれることを期待しているのである。このことは,裁 判員制度において刑事裁判に関与するということと,少し意識がかけ離れているので はないか。

NHKの番組において、「行為を裁くのであって、人を裁くのではない」という趣旨の発言があったが、その意識をどうやって国民に浸透させていくかという問題もある。やはり国民の中には、「自分に人を裁く資格があるのか」という意識があるのではないか。 (最高裁)

「あなたは人を裁けますか」というテーマは,どうかと思う。刑事裁判とは,法律に照ら して,提出された証拠を冷静に評価することによって答えを導き出す手続であり,絶 対的な基準で人を裁くというものではない。「あなたは人を裁けますか」というタイトル は番組を制作する側で付けられたものであるが,それは「あなたはそれほど立派な人 格ですか」という問いとほぼ同義にとられるのではないかという不安がある。 また,法律で解決できるのは,ある問題の中の限られた法的な側面だけであって,決 してグローバルに問題のすべてを解決できるわけではない。それが,今回の株式取 得問題に関する裁判所の手続を巡る議論を見ていると,裁判所の判断によってトータ ルに問題が解決されると誤解されている面があるように思われる。法律で解決できる のは,あくまでその問題が持っている法律的側面でしかないはずだが,その約束事 が払拭されてしまっているように感じる。

(最高裁)

いわゆる「大岡裁き」を期待するような雰囲気もあるのではないか。

(大谷委員)

裁判員について , 守秘義務を遵守する自信がないことを理由に辞退することはできる のか。

(最高裁)

マスコミの取材では,常にその質問が出される。

(平木委員)

一般の国民は,端的に「守秘義務」と言われても理解に苦しむのではないか。

(最高裁)

罰則が設けられていることなどについては、ある程度伝わっていると思われる。

(最高裁)

裁判員の守秘義務は,性質で言えば選挙における投票の秘密と全く同じ問題である が,後者が割と理解されやすいのに比べ,なぜか裁判員の評議の秘密については理 解を得難い。NHKの番組でも、「裁判員になるのは怖い」という意見が出ていたが, 仮に自分が有罪の評決をしたことが漏れれば被告人の反感を買うし,逆に無罪の評 決をしたことが漏れれば被害者側の反感を買うおそれがある。つまり,匿名性は裁判 員を守る一番最後の担保なのである。選挙における投票の秘密と同じ性質とは言え, そういう意味では更に深刻な問題なのである。だからこそ,刑事裁判に関与した国民 による守秘義務違反に対して制裁措置を持っていない国,しかも明文を置いていない 国はアメリカだけで,その他の国は明文を置いており,大変重い刑罰を課している場 合が大半だと思われる。

(大谷委員)

広報態勢に関連して,守秘義務に違反した場合の罰則などについても広報されるこ とになると思われるが,内容に留意しないと,裁判員になるだけでも消極的な意見が 多い中,更にそのような義務が課されることに強い反感を持たれるのではないかとい う危惧がある。

(最高裁)

その点は,まさに難しい両面がある部分である。もちろん裁判員として参加した国民 が守るべき義務という面があり,その面では非常にマイナスに受け止められるおそれ もある。しかし,他方では,裁判員を特定しうる事項など,裁判員に関する情報をガー ドするという面もあり,これは裁判員として参加する国民にとって安心感につながる部 分である。この点は,やはりアピールする必要がある。

(最高裁)

検察審査会法は全く同じ罰則規定を持っているが,施行から50年間以上経った現在 でも,一度も発動されたことはない。過去に,検察審査員の会議の模様を公表しよう とした事例があり,その際は罰則規定の発動が検討されたようだが,それ以外の場 合では検討もされておらず,結果として一度も発動されていないのである。同じ規定 を持つ裁判員についても,「家族に話しても,形式上該当するから処罰されるのでは ないか」という質問に対しては,「そのようなことは,法の運用上あり得ない」と回答し ている。例えば,手記のような形で,全部実名で報道されるというような事例があれば, 処罰の対象として検討されることもあり得るだろう。

(松尾委員)

ある程度は,言葉の問題でもあるように思われる。「守秘義務」という言葉は堅い響き を持つので,例えば「個人情報の保護」などと言い変えれば分かりやすいのではない か。

(最高裁)

あるいは、「プライバシー」と言った方が理解を得やすいのかもしれない。

(大木委員)

確かに、「義務」という言葉ばかりで議論を行っていると、それだけで抵抗感を持たれる。司法制度改革の必要性が十分に認識されないまま、義務を課されるという方向で

議論が積み重なっている点に問題がある。広報に当たっては,もう少し平易な言葉で 説明を行い,国民の理解を求めていただきたい。

(松尾委員)

今後,国民への広報を行われるに当たり,希望したい点がある。一つには,各国それ ぞれ特色はあるものの,いわゆる先進国と言われるような国は,押しなべて国民参加 を実行しており,そういう意味では,むしろ日本の現状は特殊な状態にあるということ を周知されたい。

もう一つは、「人を裁く」ということに関連して、裁判官も決して気楽に裁判を行ってい るわけではなく、悩みながら決断しているという点を、もう少し知らしめても良いのでは ないか。かつて長崎地裁の所長をしておられた浦辺裁判官の歌集に、「ねずみもちの 花疎ましく咲くあしたわれ決断に迫られていし」という作品があった。やはり非常に 悩みながら決断しておられる様子が窺われる。裁判員として参加する国民も、裁判官 と一緒に悩みを共有しながら結論を出せば良いという点を説明して欲しい。

(最高裁)

現在考えられている広報態勢は,方法論だけの話であり,裁判官の意識改革という ような点は考えられていないのだろうか。最高裁などは格好の場であるから,大いに 広報活動を行い,裁判官も積極的に参加すれば良いのではないか。私は,小学生が 最高裁の見学に訪れている場などに顔を出す機会があれば,担任の先生に会い, 「学校へ帰ったら,同じ人が裁判を行っているということを説明して欲しい」と話してい る。

(最高裁)

私も,最高裁に見学者が訪れている場に裁判官が顔を出すことは,非常に効果があ ると考えている。現実に裁判を行っている人間と,裁判とはどのようなものかと思って いる人が直に接触する機会を,これから増やしていく必要がある。

(最高裁)

下級裁においても,裁判官が広報に参加している例は多い。

(最高裁)

組織として下級裁の裁判官に依頼している事例もあり,以前と比べればはるかに多 い。法廷においても,学生や児童が熱心に傍聴しているような場合,審理が終わった 後に裁判官が一般的な説明を行うようなことが,ごく普通に行われている。これは,以 前であればあまり考えられなかった状況であるが,裁判官の間にも,そのようなこと に意義があるという共通認識が広がっているのではないかと思われる。 資料3に「出張講演会」という記載があるが,例えば,現在の高校生は,裁判員制度 の実施時期にはその候補者に入る世代であり,このような取組みをもっと進めていく 必要を感じている。

(最高裁)

そういう意味では,いわば裁判官の「露出度」を高めて,国民に親しんでいただくよう な企画を,下級裁を中心に積極的に行っていきたい。既にかなり行われているところ であるが,報道関係者に話すと予想外に驚かれることもあり,広報を実施しているこ と自体の認知度が十分高まっていないと思われる面もある。その点についても,改善 を図っていきたい。

(松尾委員)

「さっぽろ雪まつり」の市民雪像作りに札幌地裁の裁判官や職員たちが参加したとい うニュースもあった。

(最高裁)

裁判員制度をテーマにした雪像を作ったことがニュースとして取り上げられたもので ある。

(最高裁)

徳島では,阿波踊りに裁判所の連(グループ)が参加しているようである。

(大木委員)

先日のNHKの番組では,裁判員は普通の服で審理に参加していたが,例えば,裁 判官と同様に法服を着ることは考えられないのか。

(最高裁)

もちろん,制度として取り入れることは可能であるが,国民の意識として法服を着た方が良いと考えるかどうかという点はリサーチを要するだろう。

イタリアの参審員は「たすき」をかけていたと思うが,制度の実施に当たって国民の意 識を伺わなければ,それこそ「お仕着せ」になってしまうため,検討が必要となろう。 (大木委員)

制度を実施する側で考えるだけではな〈,例えば広報活動の中で国民の意識を伺う ことは考えられないか。積極的に裁判員として参加する一つの動機付けになり得るか もしれない。

(最高裁)

最高裁の「夏休み親子見学会」など,裁判所に見学者を迎えるに当たっては,法服を 着てもらい,法壇に座ってもらうといったことを一般的に行っているが,裁判員に法服 を着てもらうのかというところまでは,まだ検討していない。個人的には,むしろ着ても らう方が迷惑と思われるのではないかと漠然と考えていたが,逆に着てみたいという 国民も多いかもしれない。その辺りは,もう少し意見を伺っていきたい。

(米本委員)

ところで,今回の司法制度改革は,歴史的大改革であり,感覚的で言葉になってはい ない部分が,意識されないままに変化し始めている。言ってみれば,裁判所に対する 「皮膚感覚」が,この5年,10年で大きく変貌を遂げている。こういう部分こそが歴史 的変化としては重要な意義を持っており,その意味で,裁判員制度の導入を含め,今 後も丁寧に注視を続ける必要がある。社会の皮膚感覚の変化は,言葉にならない部 分だけに,あたかも以前から同様の感覚であったかのように,議論の対象から捨象し てしまいがちで,大きな意識改革が進行中であることを,努力して意識化すべきだと 思う。マスコミがこの変化にまだ気付いているようには見えず,問題点の把握のあり 方に粗密があることが窺われる。これを総合的に評価するのは,社会学者や歴史学 者の領域なのだろうが,一般の国民の権力に対する皮膚感覚の変化の過程は,歴 史的にも非常に重要な題材であろう。

大学の人文系の学部は,伝統的には虚学を教えてきたと言っても良いのではないか。 世俗から離れた文化の中で,人格を陶冶することで社会的に一級の人材を供給する ことに大学の理念があると,大学と社会の双方が考えてきたのだと思う。それが,現 在では非常に大きなギャップとなってしまっている。田中委員も指摘されたように,今 回の株式取得問題のような事態は,つい最近まで旧大蔵省などが差配していた。その是非は別にして,行政の作用する領域が正常なレベルまで縮退したのであり,社 会制度としては,裁判所機能の重みが飛躍的に増していることの象徴だと思う。歴史 家としては,言葉になっていない部分で,相当な意識改革が進行中であることを感じ ている。

(田中委員)

株式の上場を英語で「going public」と表現するが,今回の株式取得問題を巡る法的 紛争は,まさに「パブリック」の受止め方についての判定を裁判所に求めたものである。 私欲同士が衝突しているのではなく,今回の場合は投資家だが,両者が有するパプ リックの在り方についての判定を裁判所に求めたわけであり,新しい動きだと言える。 パブリックの在り方を巡ってコンフリクト(衝突)があれば,裁判所が法に基づいて実 質的な審理を行い,公の基準について判定を下す。この意義は非常に大きいだろう。 (大谷委員)

裁判所は,あくまで法律で解決できる側面について,法律の範囲内で裁判をするということだが,今回,パブリックの在り方についてどのような判断を下すのか。国民の期待は高いと思われる。

(米本委員)

その点で私は,立法府の機能不全を強く感じている。我が国では,必要な時期に必要な立法がなされていない。さらに問題なのは,社会にとって不可欠な議題を主題として捉えようとする機能が働いていないことを問題視しないことである。はるか以前にルール・メイキングの提案がなされるべきであったのであり,「抜け穴」という立法の不備が表面化したことで,これに裁判所が判断を求められる結果になっている。ただ,今回必要な立法がなされていなかったことについては,必ずしも怠慢が原因であるというわけではなく,社会的なパワーバランスとして必然性がなかったということではないか。

(最高裁)

裁判所が期待されていることは理解できるが,それに応え得るだけの基盤があるかという問題はある。行政訴訟についても救済範囲の拡大が求められているが,実際に

それだけの処理が可能となるだけのバックグラウンドがあるのかと問われると,やは り困難な部分がある。これは,将来の法学教育の在り方にも影響を及ぼす問題であ る。

(平木委員)

これまでも議論されてきたことだが,国民が最終的に懸念しているのは,国民の参加 による裁判の質の低下である。実際はそうではない,という点について理解を求める ことが重要である。

(松尾委員)

従来裁判官だけの知恵で動いていた領域に,一般国民の知恵が加わるのであるか ら,少なくとも現状より改善されるだろう。

(大谷委員)

裁判員制度は様々な問題を抱えているが,国民の信頼性を担保することが最後の砦 である。改革自体は必要かもしれないが,急ぐあまり国民の信頼を損なってしまって は,改革の意味は失われる。その点には充分留意しなければならない。

(最高裁)

米本委員のご指摘のように,権力構造も含めて,言葉にならない部分が変化してきて いるという感覚は持っているが,言葉になっていないだけに説明が非常に難しい。こ の感覚を現場の裁判官に訴えて,理解を求めるためには,何が必要なのだろうか。 (松尾委員)

米本委員が「皮膚感覚」という言葉を用いられたが,社会的な問題について我々の皮 膚感覚をまず刺激するのは,言葉である。先ほどの「守秘義務」もその一例であるが, もともと日本語の「裁判官」や「検察官」という言葉は非常に堅〈響〈。英語であれば 「ジャッジ」であり,スポーツの審判と同じ表現である。違う用語を導入することは不可 能に近いため,それはそれとするほかないが,言葉の受取り方はだんだん変化しつ つあるのではないかと思う。

(米本委員)

ほかの行政改革があまり進展しない中,そう簡単には変わらないだろうと思われてい た裁判所制度が,ここまで大きく変わった。制度改革の優等生だと思う。しかし,これ に伴う法社会学的な分析も,社会にとって切実に重要なことだと思う。

(平木委員)

NHKの番組で,模擬裁判の裁判員を務めた人たちを見ても,国民の意識はかなり変わっていると感じる。

(米本委員)

同感である。これなら大丈夫だと感じた。

(最高裁)

中でも、「私たちが加わって裁判が変わらないのであれば,加わる意味はない。しか し、私たちが加わることで変わるような裁判であって良いのでしょうか」という、相当に 本質的でレベルの高い質問が出され、驚く場面もあった。

(松尾委員)

裁判員制度の導入は,必ずしも個々の裁判を改善するという趣旨ではなく,司法制度 全体を改善するという趣旨であるから,個々の裁判の結果に目覚ましい変化が現れ なくとも,何らかの意味はあると思う。

(2) 今後の懇談会の進め方

(最高裁)

変化を続ける世の中に適合するように司法制度を変革するため , これまでに伺った 貴重なご意見を踏まえて対応を行ってきた。

裁判員制度に関しては,今後もなお多くの課題が残されるいるため,もう少し具体的 な制度設計ができ,運用に移す段階で,改めてご意見を伺わせていただきたい。 次回については,しばらく間隔を空けた後,開催させていただくこととしたい。

以上